



立川市会計年度任用職員
(月額報酬制)
採用試験募集案内

《令和8年4月以降採用》

就学相談員

応募締切：令和8年2月19日

立川市教育部教育支援課
令和8年2月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	就学相談員
仕事の内容	① 幼児・児童・生徒・保護者等の就学、転学等の相談に関すること ② 就学・転学後の継続相談に関すること ③ 知能検査の実施及び保護者への説明（WISC - V、田中ビネーVI） ④ その他立川市教育委員会教育長が必要と認めること
学歴（履修科目）	不問
必要な経験等	・「WISC - V」「田中ビネーVI」の実施、解釈及び保護者へのフィードバック（説明）ができること ・ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができること
必要な免許・資格	下記のいずれかに該当する方 ① 公認心理師の資格を有する方 ② 臨床心理士の資格を有する方 ③ 臨床発達心理士の資格を有する方
採用人数	若干名
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。 ※ 翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、公募によらない再度の任用が可能です（任用年度末時点で満 64 歳まで）。 ※ 再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。
勤務場所	立川市教育委員会教育部教育支援課 （立川市錦町三丁目 3 番 6 号 子育て支援・保健センター 3 階）
勤務日・勤務時間	下記のいずれかの日数となります。採用試験受験申込書に記載してください。 ① 週 5 日（月曜日から金曜日の 5 日間） ② 週 4 日（月曜日から金曜日のうち 4 日間） 8 時 45 分～17 時 15 分（休憩 1 時間） 時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は、振替とする。） ※第二土曜日（4 月から 3 月の通年）、第四土曜日（4 月から 8 月の期間）は交代制で勤務となります。その場合は、平日に振替とします。
休日・休暇等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 週 4 日勤務の場合は、月曜日から金曜日のうち 1 日（曜日については応相談）

	<p>【有給の休暇】 年次有給休暇（初年度 10 日）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇</p> <p>【無給の休暇・休業】 介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇</p>
<p>報 酬 ・ 手 当</p>	<p>報酬月額 ①308,300 円 週 5 日勤務（令和 7 年度実績） ②246,600 円 週 4 日勤務（令和 7 年度実績）</p> <p>※規定により、別途通勤費を支給します。 ※一定の要件を満たす場合、期末勤勉手当を支給します。（令和 8 年度は 3.185 月分の予定）</p>
<p>社 会 保 険</p>	<p>健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。</p>
<p>選 考 方 法</p>	<p>① 一次試験：書類選考（採用試験受験申込書及び課題作文） ② 二次試験：面接試験（一次試験合格者のみ）</p>
<p>面 接 日 程 等</p>	<p>日程：令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 場所：子育て支援・保健センター</p> <p>※時間については、一次試験合格者にお電話でご連絡いたします。 ※面接日程等は、都合により変更することがあります。</p>
<p>応 募 方 法</p>	<p>【提出書類】</p> <p>① 採用試験受験申込書 ② 資格証明書の写し ③ 課題作文（800 字以上 1200 字以内） 課題：「保護者との面談及び児童・生徒の行動観察」 就学相談員には、就学相談を適切に行うため、就学事務に関する法令等の解釈、障害の特性と教育的対応についての理解、就学相談の技法など専門的で幅広い知識、経験が求められます。あなたが就学相談員として、保護者との面談、児童・生徒の行動観察を行うにあたり、配慮することについて述べてください。</p> <p>④ 返信用封筒：長形 3 号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して 110 円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 提出期限：令和 8 年 3 月 3 日（火）【必着】 ※必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>② 郵送先 〒190-0022 立川市錦町三丁目 3 番 6 号</p>

	<p style="text-align: center;">子育て支援・保健センター 立川市教育支援課 就学相談員採用担当 宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付期間及び時間：令和8年3月3日（火）まで 平日の9時～17時（時間厳守）</p> <p>② 受付場所 立川市教育支援課 立川市錦町三丁目3番6号 子育て支援・保健センター3階受付</p>
<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。 ✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。
<p style="text-align: center;">特定性犯罪の前科について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ✓ 特定性犯罪の前科がある場合は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ✓ このため、予め採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
<p style="text-align: center;">お問い合わせ</p>	<p>平日の9時～17時（12時～13時は除く） 教育支援課就学相談係 担当：山部 電話 042-527-6171</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。